

# 2019年度第1回岩手県総合教育会議

日 時 令和元年5月13日(月)

16:00～17:30

場 所 第一応接室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 知事挨拶
- 3 議決事項  
総合教育会議の運営について
- 4 協議事項  
教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定  
について
- 5 その他の意見交換
  - (1) 地域に貢献する人材の育成
  - (2) 文化芸術・スポーツを担う人材の育成
- 6 その他
- 7 閉 会

2019 年度第 1 回岩手県総合教育会議 出席者名簿

職	氏名	備考
<b>【構成員等】</b>		
知事	達増 拓也	
教育長	佐藤 博	
教育委員 (教育長職務代理者 (第 1 順位))	八重樫 勝	
教育委員 (教育長職務代理者 (第 2 順位))	小平 忠孝	
教育委員	芳沢 莖子	
教育委員	畠山 将樹	
教育委員	新妻 二男	
政策地域部長 (オゾザーバー)	白水 伸英	
文化スポーツ部長 (オゾザーバー)	菊池 哲	
<b>【事務局等】</b>		
教育委員会 事務局	教育次長兼教育企画室長	佐藤 一男
	教育次長	梅津 久仁宏
	教育企画推進監	大畑 光宏
	教職員課総括課長	山村 勉
	学校調整課総括課長	木村 克則
	学校教育課総括課長	小久保 智史
	保健体育課総括課長	清川 義彦
	生涯学習文化財課総括課長	佐藤 公一
	学事振興課総括課長	工藤 直樹
政策地域部	学事振興課学事企画担当課長	本多 牧人
	文化スポーツ企画室企画課長	中村 佳和
文化 スポーツ部	文化スポーツ振興課競技スポーツ担当課長兼 上席スポーツ振興専門員	横坂 貴
	文化振興課文化芸術担当課長	菅原 俊樹

## 議決事項 資料

総合教育会議の運営について

岩手県総合教育会議運営要領の一部を改正する要領(案)  
 岩手県総合教育会議運営要領(平成27年4月27日岩手県総合教育会議議決)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
第4 会議録	1 会議録は教育長が作成する。	第4 会議録	1 会議録は政策地域部長が作成する。
2 [略]		2 [略]	
3 教育長は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間に係る部分については、この限りではない。		3 政策地域部長は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間に係る部分については、この限りではない。	
第5 庶務	会議の庶務は、 <u>教育委員会事務局教育企画室</u> において処理する。	第5 庶務	会議の庶務は、 <u>政策地域部学事振興課</u> において処理する。
備考	改正部分は、下線の部分である。		

附 則  
 この要領は、令和元年5月13日から施行する。

【改正後全文】

岩手県総合教育会議運営要領

平成 27 年 4 月 27 日

第1 趣旨

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、岩手県総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の招集等

- 1 知事は、会議を総理し、座長となる。
- 2 知事は、会議を招集するときは、招集の日時及び場所並びに会議に付議する事項をあらかじめ岩手県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に通知する。
- 3 教育委員会は、法第1条の4第4項に基づき、会議の招集を求める場合は、文書をもって行うものとする。

第3 会議を非公開とする場合の措置

- 1 法第1条の4第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととするときは、知事は、一般傍聴人及び知事の指定する者以外の者を退席させるものとする。
- 2 公開しないこととされた会議の議事は、何人も漏らしてはならない。ただし、会議で合意された場合には、公開しないこととされた会議の結果及び内容の全部又は一部を公表することができる。

第4 会議録

- 1 会議録は政策地域部長が作成する。
- 2 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 開会、閉会等に関する事項
  - (2) 出席した構成員
  - (3) 意見聴取のため出席した者
  - (4) 説明等のため出席した職員
  - (5) 議題及び議事の概要
  - (6) その他知事又は会議において必要と認めた事項
- 3 政策地域部長は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間に係る部分については、この限りではない。

第5 庶務

会議の庶務は、政策地域部学事振興課において処理する。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月13日から施行する。

## 協議事項 資料

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な  
施策の大綱の策定について

## 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について

### 1 大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定する、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）は、次の計画等をもって位置付けるものとする。

(1) 「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン及び第1期アクションプラン（復興推進プラン、政策推進プラン、行政経営プラン）の教育、文化及びスポーツの分野

(2) 「岩手県教育振興計画」（平成31年3月 岩手県教育委員会策定）及び「岩手県文化芸術振興指針」（平成20年3月策定、平成27年3月改訂）、「岩手県スポーツ推進計画」（平成31年3月策定）

(3) 今後、総合教育会議において、知事と教育委員会が大綱に位置付けるものとして合意した計画

### 2 位置づける理由

(1) 大綱は、本県においては、これまで「いわて県民計画」（計画期間：平成21年度～平成30年度）及び「いわて県民計画 第3期アクションプラン」の教育、文化、スポーツの分野を本県の教育振興基本計画として位置付けており、今般の「いわて県民計画(2019～2028)」の策定に伴い、同計画の長期ビジョン及び第1期アクションプラン（復興推進プラン、政策推進プラン、行政経営プラン）の教育、文化及びスポーツの分野を位置づけようとするものである。

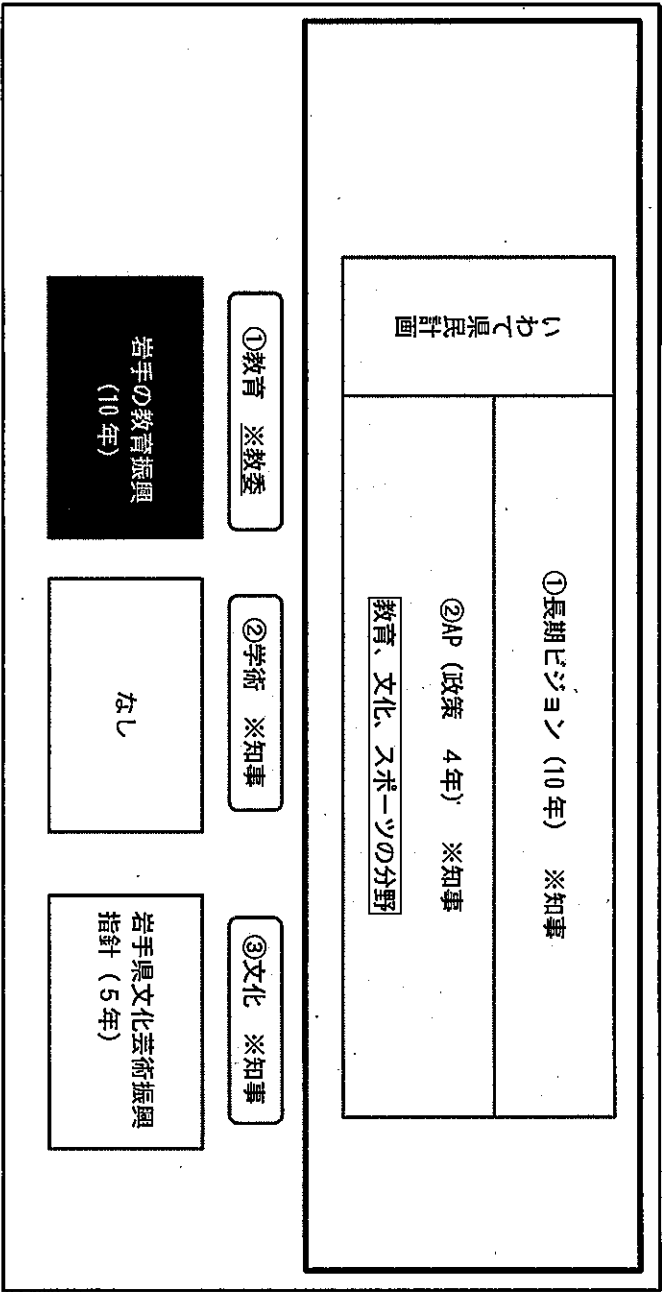
(2) 平成31年3月に策定された「いわて県民計画（2019～2028）」を上位計画として、同計画との整合性を図りながら、教育基本法第17条の規定に基づき策定された教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」、スポーツ基本法第10条の規定に基づき策定された、スポーツの推進に関し県が総合的かつ計画的に取り組み施策を示した「岩手県スポーツ推進計画」、岩手県文化芸術振興基本条例第5条に基づき策定された、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を示した「岩手県文化芸術振興指針」を今般大綱として位置づけることにより、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが重要である。

(3) 今後、その時々々の時勢に合った大綱に常に見直しが行われるよう、総合教育会議において知事と教育委員会が大綱に位置付けるものとして合意した計画については、逐次大綱に位置付けていくことが適当である。

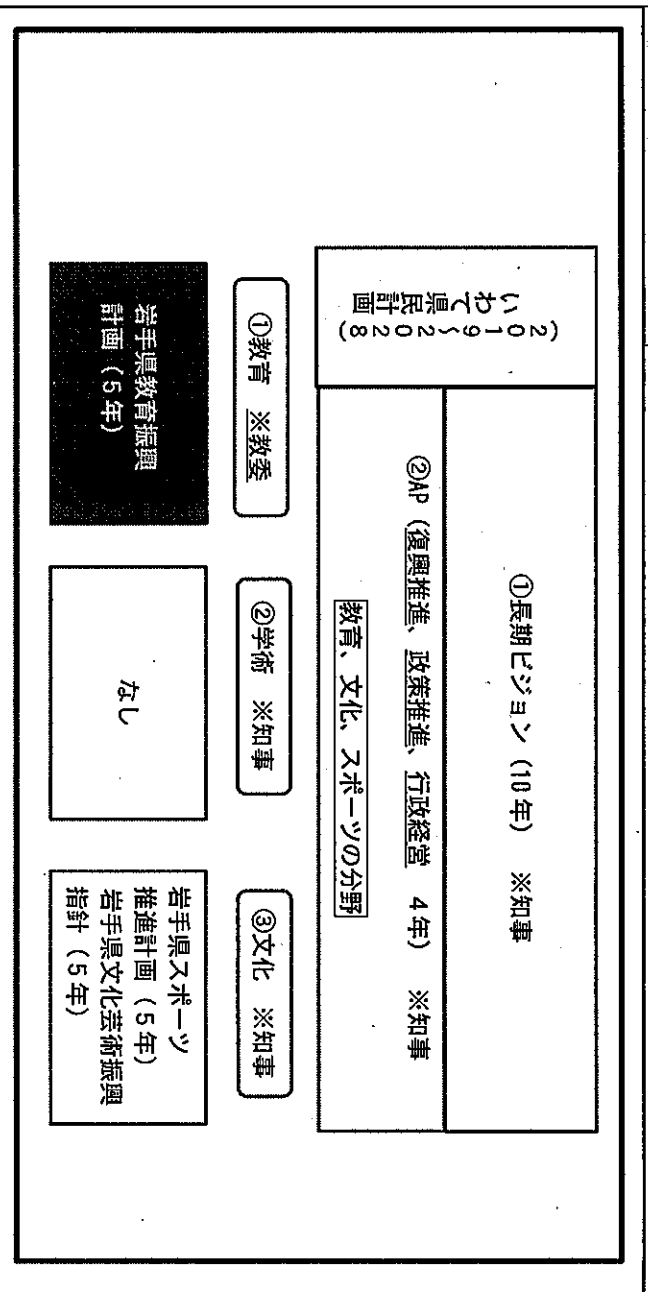
教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の範囲について

	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）
条文	<p>(大綱の策定等)</p> <p>第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。</p>

旧計画における大綱の範囲



新計画における大綱の範囲



# 【いわて県民計画（2019～2028）のうち大綱として位置づける項目】

## （1）「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン（平成31年3月策定）

### 第4章 復興推進の基本方向

#### 3 復興推進の基本的な考え方と取組方向

##### （2）暮らしの再建

##### （2）－ 3 教育・文化・スポーツ

- ① きめ細かな学校教育を実践するとともに、教育環境の整備・充実を図ります
- ② 文化芸術環境の整備や伝統文化などの保存と継承を支援します
- ③ 社会教育・生涯学習環境を整備します
- ④ スポーツ・レクリエーション環境を整備するとともに、スポーツを生かした交流を促進します

##### （4）未来のための伝承・発信

##### （4）－ 1 事実・教訓の伝承

- ① 教訓を伝承する仕組みづくりを推進します
- ② 防災・復興を支える人づくりを推進します

### 第5章 政策推進の基本方向

#### 2 10の政策分野の取組方向

##### （1）健康・余暇

- ② 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- ③ 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

- ④ 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます
- ⑤ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります

##### （2）家族・子育て

- ① 安心して子どもを生き育てられる環境をつくります
- ② 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

##### （3）教育

- ① 【知育】児童生徒の確かな学力を育みます
- ② 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます
- ③ 【体育】児童生徒の健やかな体を育みます
- ④ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- ⑤ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります
- ⑥ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます
- ⑦ 多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します



- ⑧ 地域に貢献する人材を育てます
  - ⑨ 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます
  - ⑩ 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます
- (4) 居住環境・コミュニティ

⑥ 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります

(7) 歴史・文化

- ① 世界遺産の保存と活用を進めます
- ② 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

第6章 新しい時代を切り拓くプロジェクト

- 8 学びの改革プロジェクト
- 9 文化・スポーツレガシープロジェクト

第8章 行政経営の基本姿勢

- (2) 高度な行政経営を支える職員の能力向上
  - ① 開かれた県行政を担う職員を確保・育成します
  - ② 職員の能力開発を促進します
- (3) 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現
  - ① 効率的で柔軟な働き方を推進します
  - ② 明るく、いきいきとした職場環境づくりを推進します

(2) 「いわて県民計画 (2019～2028)」 第1期アクションプラン復興推進プラン

復興推進の取組

II 暮らしの再建

3 教育・文化・スポーツ

IV 未来のための伝承・発信

- 1 事実・教訓の伝承
- 2 復興情報発信

(3) 「いわて県民計画 (2019～2028)」 第1期アクションプラン政策推進プラン

I 健康・余暇

- 2 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
  - ① 医療を担う人づくり
- 3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります
  - ⑦ 福祉人材の育成・確保
- 4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます
  - ① 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実

- ② 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進
  - ③ 障がい者の文化芸術活動の推進
  - ④ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実
  - ⑤ 障がい者スポーツへの参加機会の充実
  - ⑥ 岩手発の「超人スポーツ」の創出等によるスポーツ参加機会の拡大
- 5 生涯を通じて学び続けられる場をつくります
- ① 多様な学習機会の充実
  - ② 岩手ならではの学習機会の提供
  - ③ 学びと活動の循環による地域の活性化
  - ④ 社会教育の中核を担う人材の育成
  - ⑤ 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

## II 家族・子育て

- 6 安心して子どもを生き育てられる環境をつくります
- ① 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進
  - ② 安全・安心な出産環境の整備
  - ③ 子育て家庭への支援
  - ④ 子どもが健やかに成長できる環境の整備
  - ⑤ 障がい児の療育支援体制の充実
  - ⑥ 家庭教育を支える環境づくりの推進
- 7 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

## III 教育

- 11 【知育】児童生徒の確かな学力を育みます
- ① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
  - ② 諸調査やICTの活用等による児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
  - ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
- 12 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます
- ① 自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心の育成
  - ② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
  - ③ 学校における文化芸術教育の推進
  - ④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成
- 13 【体育】児童生徒の健やかな体を育みます
- ① 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
  - ② 適切な部活動体制の推進

③ 健康教育の充実

14 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

- ① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ② 特別支援教育の多様なニーズへの対応
- ③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進
- ④ 教職員の専門性の向上

15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

- ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ③ 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます

- ① 安心して学べる環境の整備
- ② 安全で快適な校施設の整備
- ③ 目標達成型の学校経営の推進
- ④ 魅力ある学校づくりの推進
- ⑤ 多様な教育ニーズに対応する教育機会の提供
- ⑥ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

17 多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します

- ① 各私立学校の建学の精神などに基づき特色ある教育活動の支援
- ② 専修学校等での職業教育充実の支援
- ③ 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

18 地域に貢献する人材を育てます

- ① 「いわての復興教育」の推進
- ② 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進
- ③ キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
- ④ ものづくり産業人材の育成・確保・定着
- ⑤ 農林水産業の将来を担う人材の育成
- ⑥ 建設業の将来を担う人材の確保、育成
- ⑦ 情報通信技術（ICT）人材の育成
- ⑧ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成
- ⑨ 岩手と世界をつなぐ人材の育成
- ⑩ 地域産業の国際化に貢献する人材の育成

19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます

- ① 文化芸術活動を担う人材の育成
- ② 文化芸術活動を支える人材の育成
- ③ アスリートの競技力の向上
- ④ 障がい者アスリートの競技力の向上
- ⑤ スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上
- ⑥ スポーツ活動を支える指導者等の養成

20 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます

- ① 高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取組の推進
- ② 地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進
- ③ 岩手県立大学における取組への支援

#### IV 居住環境・コミュニティ

- 26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります
  - ① 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進
  - ② スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

#### VII 歴史・文化

- 40 世界遺産の保存と活用を進めます
  - ① 世界遺産の新規・拡張登録の推進
  - ② 世界遺産の理解の増進による遺産の適切な保存管理・活用の推進
  - ③ 世界遺産の持つ新たな魅力の発信
  - ④ 世界遺産を活用した地域間交流の推進
- 41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます
  - ① 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信
  - ② 民俗芸能など伝統文化を生かした交流の推進
  - ③ 様々な文化財などを活用した歴史への理解促進と情報発信
  - ④ 様々な文化財などを活用した交流の推進

### (4) 「いわて県民計画 (2019～2028)」第1期アクションプラン行政経営プラン

#### 具体的な推進項目

#### II 高度な行政経営を支える職員の能力向上

##### 1 開かれた県行政を担う職員を確保・育成します

- (1) 地域課題に対応できる職員の確保・育成
  - ① 多様な人材の確保
  - ② 専門知識を有する人材の確保・育成
  - ③ 職員の計画的な育成
  - ④ 市町村との連携・協働の推進
- (2) 地域意識を持ち地域貢献活動に取り組み職員の育成
  - ① 地域貢献活動に取り組み職員の育成
- (3) 復興を担う職員の確保
  - ① 応援職員の確保
  - ② 応援職員等へのフォローアップ

##### 2 若手・女性職員の活躍を支援します

- (1) 若手職員の組織的な育成
  - ① 若手職員の計画的な育成

- ② 若手職員のキャリア形成支援
- ③ 若手職員の自己啓発促進
- ④ 若手職員の政策形成能力の向上
- (2) 女性職員の活躍支援と積極的な登用
  - ① 女性活躍推進のための特定事業主行動計画に基づく女性活躍の推進
  - ② 女性職員のキャリア形成支援
  - ③ 女性活躍に向けた環境づくり

### 3 職員の能力開発を促進します

- (1) 職員の成長を支える研修の体系化・充実強化
  - ① 実践的な課題に解決能力の向上に向けた研修体系の構築
  - ② 専門研修等の充実
  - ③ 主体的に取り組む職員の育成
- (2) 管理監督者等のマネジメント力の向上
  - ① 管理職のリーダーシップ及びマネジメント力発揮の支援
  - ② グループ総括による職員育成の強化
  - ③ 再任賞職員等による知識や技術の継承

### III 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現

#### 1 効率的で柔軟な働き方を推進します

- (1) 情報通信技術（ICT）の活用等による業務の効率化の推進
  - ① 新たなICT技術の活用による業務の効率化
  - ② 情報システムの最適化
- (2) 柔軟な働き方ができる勤務環境の推進
  - ① テレワークの環境整備
- (3) 子育て世代職員への支援の充実
  - ① 子育てしやすい職場環境の推進
  - ② 育児休業を取得しやすい環境づくり
- (4) 仕事と生活の調和がとれた職場環境の推進
  - ① ワーク・ライフ・バランスの推進  
組織風土の醸成と働き方改革の取組の推進  
総労働時間の削減
  - ② 質の高い教育環境の充実に向けた教職員の負担軽減  
「チームとしての学校」の推進  
教職員の業務改善  
部活動の適正な運営

#### 2 明るく、いきいきとした職場環境づくりを推進します

- (1) 仕事の質の向上を図る職場風土の醸成
  - ① 岩手県職員憲章の実践

- ② 行政の質の向上の推進
- (2) 職場活性化に向けた健康経営の推進
  - ① 質の高い県民サービスの提供に向けた職員の健康増進  
生活習慣病予防対策等の推進  
メンタルヘルスマネジメントの推進  
ハラスメントの防止及び対策の強化  
勤務時間の適正管理
  - ② 質の高い教育環境の充実に向けた教職員の健康確保  
勤務時間の適正管理  
労働安全衛生体制の確立・充実  
心とからだの健康対策
- (3) 地域とともに実現する働き方改革
  - ① 働き方改革の機運の醸成
  - ② 地域の子育て環境の向上